

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成25年7月31日(水)
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時15分
2. 会 場 十日市コミュニティセンター 1階 会議室
3. 出席委員 委 員 長 沖 田 稔
委 員 藤 原 博 巳
委 員 土 井 純 子
教 育 長 児 玉 一 基
4. 出席職員 教 育 次 長 白 石 欣 也
学 校 教 育 課 長 加 藤 良 二
教 育 委 員 会 事 務 局 付 課 長 迫 田 隆 範
社 会 教 育 課 長 落 田 正 弘
社 会 教 育 課 主 任 宮 西 美 裕
5. 議事日程
 - (1) 議案第20号 平成26年度に市町立及び国立の小・中学校の特別支援学級並びに特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針について
 - (2) 議案第21号 次の市議会に提出される教育委員会関係の議案について（非公開）
 - (3) 報告1 三次市エネルギー管理委員会設置要綱の一部改正について

社会教育課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。委員長の挨拶をお願いします。

沖田委員長 一挨拶一

- 社会教育課長 委員長に進行をお願いする。
- 沖田委員長 それでは、議案第20号平成26年度に市町立及び国立の小・中学校の特別支援学級並びに特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針について事務局からの説明を求める。
- 教育委員会事務局付課長 この議案は、平成26年度三次市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針について、提案するものである。
- 藤原委員 平成26年度三次市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条の規定による図書に係る採択の基本方針には、県教育委員会が作成する選定資料を活用して十分な調査研究を行うこととあるが、資料2の見本一覧にある本そのものに目を通して選ぶのか。
- 教育委員会事務局付課長 広島県教育委員会から選定資料の冊子が届いているが、本日は持参していない。次回教育委員会会議で学校が選定した教科用図書が適切かどうか審議していただく。その際には選定資料を見ていただく。資料2の見本一覧は教育委員会事務局で閲覧できる図書の一覧であり、選定資料そのものではない。
- 藤原委員 次の教育委員会会議で選定資料を見させていただくということか。
- 教育委員会事務局付課長 採択いただく際には見ていただく。
- 土井委員 資料2は教育委員会でお持ちになっている資料か。
- 教育委員会事務局付課長 はい。教育委員会事務局和室に書架を設けており、閲覧していただくことができる。
- 土井委員 県にもあるのか。
- 教育委員会事務局付課長 県にもある。一般図書は膨大な量なので全部は置いていない。三次市立図書館や県の教育センターにあるので、そこで手に取って見ていただくことができる。
- 土井委員 現場の先生方は実際そこに行って見るしかないのか。
- 教育委員会事務局付課長 はい。
- 藤原委員 選定は毎年行うが、実際使ってみてどうだったという反省はされているのか。
- 教育委員会事務局付課長 教科用図書に関わる反省というのはしていない。日々の指導記録を各学校でつけているので、学期ごとや一年のまとめの中で次に必要な教材や教科用図書の見通し等確認している。
- 藤原委員 出版社に対して改善案や使用後の意見等は述べていないのか。
- 教育委員会事務局付課長 出版社に対して意見等は言っていない。
- 土井委員 今年度購入された図書はあるか。
- 教育委員会事務局付課長 今年度追加した図書はない。できるだけ新しい図書を入れるようにはして

いるが、資料2は昨年度までに購入しているものである。

沖田委員長 採択期限はいつまでか。

教育委員会事務局付課長 8月31日までである。

沖田委員長 基本方針についてはよろしいか。

委員一同 ー承認ー

議案第21号 次の市議会に提出される教育委員会関係の議案について
(議会提出前の議案のため非公開)

沖田委員長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。

社会教育課長 ー三次市エネルギー管理委員会設置要綱の一部改正についてー

沖田委員長 市長部局はエネルギー管理委員会設置要を設けていたが、教育委員会部局にはなかったということか。

社会教育課長 そのとおりである。

土井委員 一本化されたということか。

社会教育課長 はい。

沖田委員長 以上でよろしいか。では、これをもって本日の会議を終了する。